

令和4年度 第2回 花巻市成年後見制度利用促進会議 会議録

1 開催日時 令和5年3月15日(水) 午後1時30分～

2 開催場所 花巻市文化会館2階 第5・第6会議室

3 出席者

(1) 成年後見制度利用促進会議委員 10名

岩手県弁護士会 前田 毅氏

岩手県司法書士会 小山田 泰彦氏

岩手県社会福祉士会 熊谷 雅順氏

花巻市社会福祉協議会 小田島 克久氏

岩手県行政書士会 永田 依津子氏

東北税理士会岩手県支部連合会 伊藤 誠一郎氏

岩手県介護支援専門員協会 峯村 諭氏

花巻市地域包括支援センター 根子 裕司氏

花巻市地域自立支援協議会 牛崎 恵理子氏

花巻市民生委員児童委員協議会 川村 妙子氏

(2) オブザーバー 1名

盛岡家庭裁判所花巻支部 渋田 護氏

(3) 事務局 9名

健康福祉部長 今井岳彦、長寿福祉課長 佐藤ひとみ、同課課長補佐 久保田和子、

同課高齢福祉係長 菊池隆則、同課主査 郡司義高、

同課成年後見相談員 小原和佳子、同課成年後見相談員 畠山麻純、

同課権利擁護相談員 小川望

4 議事内容

(1) 令和4年度成年後見制度利用促進事業実施状況

(2) 令和5年度成年後見制度利用促進事業計画

5 会議内容

(1) 開会：佐藤課長

ただいまより、令和4年度第2回花巻市成年後見制度利用促進会議(以下、「促進会議」という。)を開催させていただく。開会にあたり、今井健康福祉部長より挨拶させていた

だく。

(2) あいさつ：健康福祉部長 今井岳彦

本日は年度末のお忙しいところ、令和4年度第2回花巻市成年後見制度利用促進会議にご出席いただき、御礼を申し上げます。また、盛岡家庭裁判所花巻支部主任書記官である、洪田護様においては、第1回から引き続き、オブザーバーとしてご出席いただき、御礼を申し上げます。

初めに、本日の会議資料について、本来であれば、開催の1週間前には、委員の皆様が届くよう、準備を進めていたが、作業の遅れにより本日の配布となったこととお詫び申し上げます。

本市では必要な方が適正に成年後見制度を利用できるよう、令和4年4月に、利用促進の中核機関を健康福祉部内に設置し、制度に係る相談対応や市長申立による制度利用支援を実施してきた。

本日の会議では、令和4年度の事業実施状況及び、令和5年度の事業計画についてご審議をいただきたい。委員の皆様の忌憚のないご意見をいただきたい。よろしくお願いする。

<出席状況の報告 佐藤課長>

次に、本日の出欠者について報告する。本日の会議には、委員13名中9名に出席いただき、半数以上の委員が出席していることから、促進会議条例第5条第2項の規定による開催要件を満たしていることをご報告させていただく。

(長寿福祉課 佐藤課長)

続いて、次第の3、議事に移るが、議長について、促進会議条例第4条第4項の規定により、「会長が議長となる。」とされているので、小山田会長よろしくお願い申し上げます。

(3) 議事

(小山田議長)

それでは、議事に入りたいと思う。次第の通り(1)令和4年度成年後見制度利用促進事業実施状況について、事務局から報告をいただきたい。よろしくお願いする。

(長寿福祉課 久保田課長補佐)

本日、お手元の方に配布してある資料について、説明させていただく。

—資料1-1～1-2及び参考資料の説明—

(小山田議長)

ただいま説明のあった、事業実施状況について、質問事項があればいただきたい。

(小田島委員)

社会福祉協議会では、地域福祉の推進を大前提として事業を実施し、法人後見事業に取り組んでいる。中核機関は、成年後見の推進役であり、様々な司令塔的な役割を果たす機関ということで話をさせていただく。

私どもが法人後見を実施し6年程になるが、現在6件を受任しており、様々お問い合わせもいただくようになり、先日も専門職の方から、受任に向けて動いてくれないかということも話をされた。確かに6年やっているが、難しさも感じてきている。今の職員体制はコーディネーターが兼務で行っており、予算は80～90万円程度の中で対応している現状では、受任を依頼された際に即答はできない。

今回の課題にもあるが、受任の調整という部分で、私どもとしては中核機関に相談いただく形でお話をさせていただいた。こういったことが結構あるということも含めて、この対応でいいかということが一つ。

受任の受け皿がやはり乏しいと聞くと、専門職の方もかなり多くの受任をし、受けたくても受けられない。社協も期待をかけて話をいただいた中で、即答できないのは心苦しい。中核機関として、今は周知啓発を中心に行っていることはその通りだと思うが、専門職或いは機関から相談であったり、調整という部分も、将来的には担っていただけるのか、花巻市として、成年後見をどのような枠組みの中でどう持って行きたいのかというのがまだ見えないので、その辺をご指導いただければありがたい。

(小山田議長)

法人後見に関しては厚労省からも何か力を入れて欲しい旨の文書が、先日出ていたと思うが、その件も踏まえて、ご回答はいただけるか。

先ほど受け皿として即受任するというご判断について、いろいろ難儀をしているということでしたが、それは人的な部分、予算的な部分、どこで引っかかってしまうのか、お伺いできればと思う。

(小田島委員)

どちらもである。どちらかというとな人的なことが大きいと思う。

(長寿福祉課 久保田課長補佐)

受任調整は成年後見制度を使うときに、どの職種がふさわしいか課題に応じて考える機能である。将来的には、実際に後見制度を利用している方について、例えば財産処分等の課題が解決し、身上保護の要素が主となった際に、弁護士や司法書士から身上保護を主

とする後見人へのシフトなどに受任調整機能が必要になると想定している。

法人後見の事業所については、先日NPOの成年後見センターもりおかの石橋氏から障害の方などは支援期間がとても長くなるが、個人の後見人の方だと、後見し続けることができないこともあるため、複数の後見人がいる法人後見が良い。複数の目で一つの事案に対して関わる意味でも良いとお話を聞いており、法人後見事業所の果たす役割は大きいと思っている。

しかしながら中核機関で、それに対して、法人後見事業所の体制については、今この場で即答することは難しいと感じている。

(前田委員)

受任の調整機能に関して、中核機関の方でその役割を果たしたいが、どのようにすれば良いかというご趣旨のご発言だったと思うが、それに関して裁判所の立場から、こういう感じでやるといいとか、そもそも必要なのかとか、何かあればと思う。

(オブザーバー 洪田書記官)

今お話があった受任調整の関係で、専門職の特に誰という指定が無いまま裁判所に一任という形で申立があった。

事案的に例えば社会福祉士が相当となると、権利擁護センターばあとなあ岩手(以下、「ばあとなあ」という。)に受候補者推薦の依頼をかけ、大体2週間の期間で回答お願いするのですが、期間の最終日位に、該当者がいませんでしたと回答いただくケースがある。

そうすると、ばあとなあで駄目だったので、事案をまた裁判官と検討し、例えば弁護士会にかけるとか司法書士会にかけるという形で、もう1回お願いするという形もある。

極端な事案だと、それでもやはり受けられませんかという回答が来ると、その依頼をかけている期間だけで4週間経過してしまう。

事情を聞くと様々なケースにおいて問題点はあるのかもしれないが、混んでいて今受けられないというお話をいただくことがある。あらかじめ急ぐ事案だと、この人というように決まっていれば、受任をいただく予定でいる人はその会の方に、私受けますという話を通していただいているかと思われる。

あらかじめ調整いただければ、空振りになることがないことと、早く回答いただけるということはあると思う。特に困難な事案になればなるほど、受け手がいない事案というのが時々あるのではないかと思う。

裁判所も審理が進む都度、照会をかけていくが、花巻地区は花巻だけでなく、盛岡からも来るため、あちこちから照会が入ると、たまたま重なることがすごくあるらしく、そういう時には、花巻の先生方が盛岡の案件を受けているというケースもあるように聞いている。

必ずこの人という形であらかじめ決めて調整いただければ、時間的にも、選任手続きがすごくスムーズに進むという要素は強いと思う。

例えば法人後見であれば、社協が法人後見を受けるとあらかじめ仰っていただければそれをベースに審議が進む形になる。

なかなか法人後見をダイレクトにいくのかというと、何も調整もなく来ると、そもそも受けてもらえるのかどうかというのを聞いたりするという形でスタートしなければならず、やはり時間がかかる形になっていくと思うし、過去に実績があるかどうかということも、裁判所の方では、事案によっては見させていただくこともある。

花巻の裁判所の中ではまだそんなに法人後見がたくさんあるわけではなくて、社協が受けていただいているのが何件かある感じである。

今、法人後見もという話になってくると、調整機能の中で、誰がふさわしいのか、この案件は法人でぜひという話になるのであれば、それあらかじめ調整いただければすごく助かるというふうに見ている。

(小山田議長)

いずれ、受任調整については、中核機関の方で、私も個人的にやっていくべきだと思っていたので、その方向で進められてはいかがか。

その選択肢の一つとして、社協の法人後見も枠組みの中に入れていただいて、その上で調整会議で通していこうというお話を具体的にさせていただければ、スムーズなチューニングが整うのではないかと思われる。

(永田委員)

先ほどの受任調整の件で、行政書士会の方で、受け皿になりうるというところをアピールさせていただければと思うが、市長申立に関しては花巻の方でしょうし、裁判所に関しては花巻北上地区の人員ということになるかと思う。行政書士会では、成年後見について勉強しているコスモス成年後見サポートセンターに所属しているものが花巻だと5人、北上は2人いるので、ぜひ、選択肢に加えていただければと思う。

(オブザーバー 洪田書記官)

今永田委員からお話あったのですが、裁判所の窓口にも名簿をお持ちいただき、ご紹介いただいている。

裁判所の立場からだと、先ほど申し上げた枠組みとして、裁判所が照会依頼をかけて回答してもらうのが、弁護士、司法書士、社会福祉士の3団体だけになっており、他の団体に照会をかける形にはしてない。

なので、そういう意味では、申立の段階で支援が入り、そこに候補者として、行政書士会のこの方がいいですとか、或いはもっと先の話になると市民後見の話も出てくるのだ

と思うが、市民後見でこの人がいいですと推薦いただければ、その人がその手続きにふさわしいかという観点で裁判所は審査できる形になってくる。

そこに乗せられる枠組みが少なくとも今の枠組みの中でいけば、申立書の段階でしていただければ、裁判所としては審査、選任がやりやすくなるので、そういう形で中核機関が動いていただければ、すごく良いと思う。

(前田委員)

弁護士、司法書士、社会福祉士以外でも、成年後見人の候補者として申立書に記載をすると、裁判所としては一応検討の土台には上がるということによいか。

(オブザーバー 渋谷書記官)

この人を選んで欲しいというのが申立書に書いてあるので、逆に言えば裁判所はそれを見無視して手続きを進めることはできない。

もちろん制度の枠組みとして、後見人は誰が選べますかというのは、裁判所の職権で決められており、そこは裁判所が裁量で決めていることになっているが、そうは言いながらも、申立書にこの人と書いてあれば、その人を見無視して進めるわけにはいかない。

やはりそこは審査の対象に当然上がってくると思う。

(前田委員)

そうすると、市民後見も当然同じということになるか。

(オブザーバー 渋谷書記官)

今のやり方だとすると、同じ形になる。

(前田委員)

その時に、その専門家とのセットじゃなくても、3士以外の成年後見候補者を単独で選任するということは理屈上あり得るか。

(オブザーバー 渋谷書記官)

理屈上はあり得ると思う。

ただ、事案として、市民後見人を単独で選ぶケースは、聞いたことがあまりなく、複数選任の形で判断することが多いと感じている。

今まで経験がゼロという話になると、上手くできるか不安もあるので、経験のある専門職の方と一緒にやってもらうというのが、運用としては想定されているのかと聞いている。

(小山田議長)

では、その辺も加味した上で、行政書士、税理士、社会保険労務士の点も、中核機関の受任調整の中に加えていただき、その中で、裁判所に申立の候補者としてお出しただければ、スムーズな受任が可能になる。必要な方にとって早く決まるというのが一番大事なことだと思うので、その辺も念頭に置いて進めていただければと思う。

(牛崎委員)

障害のある娘の後見人として、父が、後見人をされている方の話ですが、夏場の暑いときにアイスクリームを買ったという報告を上げたところ、監督人をつけられたということ言っていた。その方はすごく高齢の方でもあるので、もしかしたら年齢なのか、タイミングがたまたまアイスクリームと重なったのか、わからない部分もあるが、親が後見人をしている場合に、監督人をつける基準というものはあるか。

(オブザーバー 渋田書記官)

アイスを買って監督人をつけられたという事案は、それだけで監督をつけるのかは、わからないというのが正直なところである。

監督人をつける基準があるのかどうか、具体的な基準があるかについては私もわからないが、事案に応じた裁判官の判断で、もし監督員をつけなければならない、或いは何か問題があるので監督人をつけたほうが良い事案に接した場合は、どういう形で後見を行ってもらうのが適切かということで、裁判官の指示を相談した上で、監督人をつけたほうが良いということであればそっちの方向でいくというような形になるのかと思う。

最高裁で出している一つの想定としては、親族の後見人をつけられるのであればつけ、その場合監督人をつけてやりましょうというのが一つのモデルとしては示されていると聞いている。

実際岩手県内でそれやっているかという、あまり事案としては聞いてない。

監督人について中央の議論とここの議論は温度差があり、この地区でも時々先生方が足りず受任できないというケースが出てきている現状。

親族後見人プラス監督人っていう形が、将来的にスタンダードになるかはわからないが、今のところそれがスタンダードで存在しているのではないか。

例えば親族後見の方がご高齢になり厳しい状況になった、或いは今のアイスクリーム買うぐらいだと、金額的にそんな大きな金額ではないと思うのですがすごく大きい金額が使われることにおいて、裁判所に相談なく、収支予定表と現実の大きなズレがあると、何に使ったのかという話をさせていただくことがある。

悪気があってやるパターンと、悪気がないかもしれないが、本人の財産と家族の財産を混同して使ってしまうとなると危険で、要は流用にあたる場合が出てくるので、そういう事案はないようにしなければならぬのが裁判所の立場という形になる。

そういう意味でサポートをつけたほうが良いという判断でつけたのかもしれない。その事案自体私も、具体的に今の話ではわからないのですが、具体的な基準が何かあるかという、なかなか悩ましいところであるが、事案に応じて親族後見人をサポートさせていただくという事はあり得るというふうに思う。

(根子委員)

最近の相談状況の資料の中に、一次相談機関ということで包括の方で42件相談を受けており、この中には権利擁護なので、虐待や認知症関係の相談も含まれている。

その中でも最近の傾向としては、身寄りのない認知症のある高齢者の方々が、民生委員やケアマネージャーを通して、1人で生活していくのは難しいという相談を包括の方で受けている。

中核機関を通じて、市長申立による成年後見制度の利用に繋がる機会もかなり最近増えてきている状況にあり、そういった方々をぎりぎりのところで拾ってつなぐと、すごく大変なところがある。早期発見、早期予防ではないが、今後、人生をどうありたいかというところでは、私の覚書メモというものを、サロンなど様々な地域に出向いてお知らせをしている。

これからは、10年20年先の若者の方々にも、こういう制度を知っていただき、できるだけ早く自分の人生のあり方をご理解いただきながら、手続きを進めていただくということが望ましい。

中核機関の中でも、啓発、啓蒙活動ということがあったが、包括としてもそちらの方を進めて参りたいと思っている。

(小山田議長)

おっしゃる通りかと思う。身寄りのないお1人の方はどうしても、見落としがちになると思うので、その点は市の方でも、特段気を配っていただくということになる。

(川村委員)

先ほど根子委員が発言されたように、一人暮らしで身内がいない、或いはいても遠くにいるという方たちを心身の状態を周りも大変心配して、その都度私達にもお話は来るので、つなげたほうが良いものは、包括とかに結構お世話にはなっている。

例えば後見人をつけるときに、本人の意思があれば進めやすいと思うが、私たちがこうしなさいとは言えない。まずそこが苦勞するところ。私達は後見人の必要性や、認知症かどうかは判断できない。今後そういう方たちがたくさん増えていくという話は聞いている。

先日社協でやった認知症セミナーも大変参考になり、またそういうときに、私達が自ら率先して参加し知識を吸収して、どうにか皆で一緒に手をつないでやっていければいい。

私達はそのように話をしているので、ご指導お願いしたい。

(小山田議長)

こちらにいるメンバーはどなたでもご相談を受けられると思うので、その際には、お一人お一人の民生委員で抱え込まないで、すぐに繋いでもらえれば、それから新しい知恵が出てくると思う。

そのほか、何かご質問はないか。

それでは議事の(1)の方はこれにて閉めさせていただく。

続いて、(2)令和5年度成年後見制度利用促進事業計画について、事務局から説明をいただきたい。よろしく願います。

(長寿福祉課 久保田課長補佐)

お手元の方に配布してある資料について、説明させていただく。

—資料2の説明—

(小山田議長)

ただいま説明のあった、事業計画について、質問事項があればいただきたい。

(峯村委員)

情報発信のところで、介護支援専門員の研修会を今年度やったが、来年度も研修をしていき、ケアマネの皆さんにその知識を持ってもらうところを進めていきたいと思うので、お願いしたい。

(熊谷委員)

やはりいろいろな方の意見を聞くと、なかなか成年後見制度を理解されている方が少ないので、私も仕事以外でも近所のお年寄りからどうしたらいいか相談を受け付けている状態になっている。やはりそのあたりの市民にも普及する方法をこれから私達も含めて、考えていければなというふうに思っている。

(小山田議長)

そのほか、何かご質問はないか。

それではこの事業計画をもとに、新年度、よろしく願いますということで、議事の方を閉めさせていただく。

私の方からその他になるが、皆様方にお詫び方々というお話になる。

昨年11月末頃に、NHKのクローズアップ現代で、成年後見に関しての番組があった。

実際にどういふ話かというところ、大分の司法書士が後見人に選任されたが、本人の奥様からの苦情があり、旅行に行きたい、いろいろなものを買いたいと言っても、後見人に駄目と言われた。だから後見制度は駄目だといった番組構成がなされていた。

大分県司法書士会会長が知り合いなので、実際どうだったのかをお伺いしたところ、その旅行の件は、本人が認知症になる前にいつも旅行に行っていた方で、家族全員の分の旅行費を出してくれと言った内容だった。後見人の立場としたら、本人の旅行代金を出すのは全くいいよという話になるが、その他のご家族の分まで本人のお金から出してくれという話が本当の話だったとのこと。そうすると、後見人の立場としてはお断りせざるをえない。

おそらくNHKの方でもキャッチーな悪い部分に注目しての番組構成だったようなので、その部分だけ着目して、報道されてしまった。

担当した司法書士にも取材依頼があったが、残念ながら、弁護士司法書士は、業務上の守秘義務があり、詳しい事情について取材に個別には応じられないので、いろいろ不満を持っていらっしゃる方の取材のみで番組が報道されてしまったという経緯のようであった。

実際、内容について、会としてもその担当した司法書士の業務内容について精査をしたらしいが、全く問題ないということで、何か変な形で、おもしろおかしく報道されているという側面も、メディア側としては取り上げやすいというものもあるでしょうが、そういった部分もあるので、皆様方もいろんな折に触れてニュース等をご覧になると思う。

ある側面ではそう思われる方もいるかもしれないが、そうではない側面もあるということ、頭の中に入れておいていただければと思う。

そういう内幕があったということをご報告として、私の議長の職務を解かせていただく。

(長寿福祉課 佐藤課長)

続きまして、次第の4番、その他について、皆様から、その他で何かあればお願いしたい。

無いようなので、長寿福祉課から、今後の会議開催予定について日程等決まりましたらご案内するので、皆様お忙しいことと存じますが、どうぞよろしく願います。

では以上をもちまして、令和4年度第2回花巻市成年後見制度利用促進会議の一切を終了とさせていただきます。本日は誠に感謝申し上げます。